

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日、
当日は、
当たると
の翌日)

目次
◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

告 示

鳥取県告示第三百六十七号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。
平成九年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

車尾診療所	名 称	米子市車尾九〇四一五	所 在 地	平成九年五月一日	指 定 年 月 日
-------	-----	------------	-------	----------	-----------

井上内科医院	米子市中島三三二一五	〃
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市上井町一丁目一九八	〃
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五一	〃
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目一五二	〃
野坂内科医院	米子市博労町一丁目四八一三	平成九年五月二日
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	平成九年五月七日
大家医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	平成九年五月九日
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	平成九年五月十一日
根津整形外科医院	米子市西福原六丁目一一二八	平成九年五月十四日
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇二三一一二	平成九年五月一日

鳥取県告示第三百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。
平成九年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務
次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「夏のうたコンサート」	平成九年七月十三日	鳥取県立童謡館 多目的ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主事 杉森 勇人

三
委任期間

平成九年五月二十日から同年七月二十二日まで

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】